

奥州市上下水道事業告示第10号

次の者からなされた水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置
工事事業者の事業廃止の届け出を受理した。

令和4年8月17日

奥州市長 倉 成 淳

- 1 氏名又は名称 株式会社今野商店水沢支店
- 2 住所又は所在地 奥州市水沢字大町20番地
- 3 代表者氏名 取締役支店長 佐藤 孝吾
- 4 指 定 番 号 第5号
- 5 廃 止 年 月 日 令和4年8月3日